多摩市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

平成18年12月22日条例第31号

多摩市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例 (目的)

「法」という。)第50条及び第52条第5項の規定に基づき、斜 面地における建築物の構造に関する制限及び同条第3項の地 盤面を定めることにより、斜面地及びその周辺地域における良 好な居住環境の確保と調和のとれた土地利用を図ることを目 的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「斜面地建築物」とは、周囲の地面と
  第2条 この条例において「斜面地建築物」とは、周囲の地面と 接する位置の高低差が3メートルを超える3戸以上の共同住 宅、住戸の数が3以上の長屋又は老人ホーム、福祉ホームその 他これらに類するものの用途に供する建築物で、当該用途に供 する部分(当該建築物に附属する自動車車庫その他の専ら自動 車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部 分を含む。)を地階に有するものをいう。
- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語 2 は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)におい て使用する用語の例による。

改正前

平成18年12月22日条例第31号

多摩市斜面地における建築物の建築の制限に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下 「法」という。)第50条及び第52条第5項の規定に基づき、斜 面地における建築物の構造に関する制限及び同条第3項の地 盤面を定めることにより、斜面地及びその周辺地域における良 好な居住環境の確保と調和のとれた土地利用を図ることを目 的とする。

(定義)

- 接する位置の高低差が3メートルを超える3戸以上の共同住 宅又は住戸の数が3以上の長屋の用途に供する建築物で、当該 用途に供する部分(当該建築物に附属する自動車車庫その他の 専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に 供する部分を含む。)を地階に有するものをいう。
- 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語 は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)におい て使用する用語の例による。

附則

(施行期日)

この条例は、平成28年1月4日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条 第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知を行うものから適用す る。